

事 務 連 絡

平成27年11月13日

各都道府県 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 総 務 課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

マイナンバー制度広報チラシの掲示・配布の依頼について

平素より、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まります。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまでも、政府広報等での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところですが、今般、通知カードの送付の開始に伴い、国民の皆様へ、マイナンバー制度へのより一層の御理解をいただくべく、国民の皆様にとって身近な厚生労働行政関係施設等におきまして、マイナンバー制度の周知・広報に御協力賜りたく存じます。

つきましては、貴団体管下の施設等において、別紙のマイナンバー広報チラシを掲示又は配布いただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

また、貴管内の市区町村への周知もお願いいたします。